

コンプライアンス相談窓口利用規程

JELグループコンプライアンス委員会相談窓口は、以下により適正にご利用ください。

1. 相談事項

相談窓口で相談を受け付ける事項は以下のとおりとします。

- ① JELグループにおいて発生または発生のおそれのある法令違反行為または企業倫理に反する行為（労務関係・各種ハラスメント等を含む）。
- ② その行為が法令違反行為または企業倫理に反する行為に該当するか否かの相談も受け付けます。
- ③ コンプライアンスに関しない一般的なご要望等は、相談窓口ではなく、担当の部署にお申し出ください。
- ④ 相談窓口を利用しなくても、違反行為等を行っている担当者や担当部署に対して直接指摘することにより是正が期待できる場合は、迅速な解決を図るため、直接ご指摘ください。

2. 相談窓口の利用者

JELグループの役員および従業員（アルバイト・パート・派遣社員等を含みます）のほか、取引先をはじめ社外からの相談も受け付けます。

3. 相談窓口

ご相談、ご質問等はメールにて承ります。

【E-mail アドレス】 jelgroup.soudan@jelsystem.co.jp

4. 氏名等の開示

- ① 原則として所属・氏名を明らかにしてください。
- ② 匿名による相談も受け付けますが、その場合は匿名とする理由をお聞かせ下さい。
- ③ 匿名による相談の場合は、事実関係をできるだけ詳しく説明して下さい。
- ④ コンプライアンス委員会では、匿名の相談について、相談者の氏名等を調査することはありません。

5. 相談への対応

- ① 相談者の氏名・所属が明らかにされている相談については、相談受付後20日以内に、調査を行う旨、または理由を付して調査を行わない旨を通知致します。
- ② 相談内容については、コンプライアンス委員会が事実確認を行い、必要があれば是正措置あるいは再発防止策など、適切な処置を行います。また、コンプライアンス委員会が必要と認める場合には、社外に公表致します。
- ③ 相談内容によっては、弁護士等の専門家に助力を仰ぐこともあります。
- ④ 事実確認の結果や対応策等は、適正な業務遂行や利害関係者のプライバシー保護等に支障のない範囲で、相談者にフィードバック致します。ただし、フィードバックが不要である旨をお伝えいただくか、その旨を記載されているなど、希望されないことが明らかな場合はフィードバック致しません。
- ⑤ 相談者はコンプライアンス相談窓口に相談したことによって、人事上その他の不利益な取扱いを受けることはありません。必要であれば、コンプライアンス委員会にて不利益な取扱いがないよう適切な措置を講じることとします。

6. 守秘義務

- ① 相談者の所属・氏名および相談内容等について、秘密保持に十分配慮致します。
- ② 相談者のプライバシーを保護し、通報・相談のあった事実およびその内容について、調査関係者以外には秘密を保持します。

以上

JELグループコンプライアンス委員会